

## 1 1 準備書に対する住民意見及び知事意見と事業者の見解

### 1 1. 1 準備書に対する住民意見及び事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定に基づく意見（環境の保全の見地からの意見を有するものの意見）は提出されなかった。したがって、公聴会は開催されず、公述意見もない。

### 1 1. 2 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定により述べられた意見及びそれに対する事業者の見解は表 1 1 - 1 のとおりである。

表 1 1 - 1 (1) 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1. 全般的事項	
本事業は、泉佐野市及び田尻町に新たに熊取町が加わって構成される清掃施設組合が、広域的に中間処理を行うごみ処理施設を整備する計画であるため、清掃施設組合及び 3 市町が協力して、ごみ排出量の削減及び適正処理の推進等の取組みを進めること。	泉佐野市田尻町清掃施設組合及び各構成団体において、ごみの排出量の削減及び適正処理の推進についての取組みを協力して進めます。
ごみ排出量の削減等及びごみ処理施設の供用には、地域住民等の理解や協力が不可欠であることから、事業者においては、地域住民等との積極的なコミュニケーションを図るなどの取組みを行うこと。	本事業実施にあたっては、地域住民等と積極的なコミュニケーションを図ります。
2. 大気質	
周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の供用後は施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。	施設の設置については、大気汚染物質を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の供用後については、維持管理及び運転管理を適切に行います。
排ガス処理設備について、メンテナンス性の高い設備を選定するとともに、定期的に設備の点検や補修、日常的な煙突排出ガスの排出濃度や燃焼状態のモニタリング等を実施し、大気汚染物質の排出の低減に努めること。	排ガス処理設備については、できる限り設備の点検や補修の行いやすいメンテナンス性の高い設備を導入するとともに、常に燃焼状態のモニタリングを行い適切な焼却を行うことにより、大気汚染物質の排出低減に努めます。

表 1 1 - 1 ( 2 ) 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
2. 大気質	
<p>建設機械からの排ガスによる二酸化窒素濃度の予測結果は、事業計画地敷地境界において環境基準のゾーンの上限と同程度であることから、排出ガス対策型建設機械の使用、稼働台数の平準化や時間帯調整等、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること。</p>	<p>建設機械から排出される二酸化窒素については、建設時における建設機械の稼働台数の平準化や排出ガス対策型建設機械を使用することにより、周辺への影響を最小限にとどめるよう努力します。</p>
3. 騒音	
<p>敷地境界における建設機械の稼働による騒音の予測結果について、敷地境界の騒音レベルの最大値が規制基準値と同等であることから、建設機械の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、工事中の影響について事後調査を適切に実施するとともに、低騒音型建設機械の使用や必要に応じて防音壁を設置するなどの環境保全措置を実施すること。</p>	<p>建設機械からの騒音については、建設時における建設機械の稼働台数の平準化や低騒音型建設機械を使用することにより、周辺への影響を最小限にとどめるよう努力いたします。また、事後調査を適切に実施し、必要に応じ防音壁等の設置を検討します。</p>
4. 陸域生態系	
<p>事業実施区域は山地・丘陵地—落葉広葉樹林とため池で構成される豊かな里山であるため、事業実施区域で損なわれる自然（陸生動物・陸生植物・淡水生物・陸域生態系）を可能な限り残置林、周辺の森林及びため池等へ移植するとともに、事後調査において移植後の注目すべき種の生息、生育状況が良好でない場合は、専門家の意見を踏まえ、再移植等の対策に努めること。また、専門家と協力して、注目すべき種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努めること。</p>	<p>事業実施区域で損なわれる注目すべき種については、専門家と協力して可能な限り残置林、周辺森林及びため池等へ移植するとともに、事後調査についても適切に実施し、育成状況が良好でない場合は、専門家と協力して再移植等の対策に努めてまいります。また、必要な注目すべき種の記録及び標本の作製については、学術機関と連携をとりながら保存等の措置を行います。</p>

表 1 1 - 1 ( 3 ) 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
5. 文化財	
<p>文化財である建造物は、空気中の汚染物質にさらされると金属部分が錆びるなどの影響を受けるため、大気汚染物質の排出の低減は、事業実施区域近傍に多く存在する指定文化財の保護の観点からも重要であることに留意すること。</p>	<p>常に燃焼状態のモニタリングを行い適切な焼却を行うことにより、大気汚染物質の排出の低減に努めます。</p>
6. 廃棄物	
<p>施設の稼働に伴い発生するばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制し、最終処分量を削減するため、施設の維持管理及び運転管理を適切に行うこと。</p>	<p>施設の維持管理及び運転管理を適切に行うことにより、焼却残さの発生をできる限り抑制します。</p>
7. 地球環境	
<p>廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運用開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため運転管理及び維持管理に適切に取り組むこと。</p>	<p>発電効率を継続的に高めるため、施設の運転管理を適切に行います。また、施設の設置に当たってはできる限り発電効率の高い設備を採用します。</p>
8. その他	
<p>新ごみ処理施設計画地は土地区画整理事業用地内にあることから、互いの造成工事及び施設供用に係る環境影響が生じるため、事業者において環境保全措置を確実に実施することはもとより、土地区画整理事業の関係者とも連携し、一層の環境負荷の低減に努めること。特に、施設稼働時における排水対策は、下水道への放流を前提としたものであることから、ごみ処理施設の稼働開始に際しては、下水道整備が完了している必要がある。</p>	<p>土地区画整理事業の施行にあたり、知事意見を遵守し、土地区画整理事業の実施者等と連携して適切に環境保全措置を実施するよう努めます。また、新ごみ処理施設工事開始までには、下水道施設へ接続できるよう関係機関と調整していきます。</p>

表 1 1 - 1 ( 4 ) 準備書に対する知事意見及び事業者の見解

知事意見	事業者の見解
8. その他	
<p>発破掘削工事による低周波音の評価については、固定音源と比較してより複雑になるという特性があり、また、約 90dB で苦情が発生した事例もあることから、事業者においては、土地区画整理事業者と連携し、類似事例の知見を踏まえた詳細計画の策定や、地域住民への事前周知等の対応に努めること。</p>	<p>発破掘削工事においては関係法令及び知事意見を遵守し、専門家指導のもとに詳細な施工計画を策定するとともに、周辺自治会及び阪和自動車道管理者の同意を得る等、土地区画整理事業の実施者等と連携していきます。また、周辺住民等から苦情があった場合には、適切に対応いたします。</p>
<p>事業実施区域の造成に際しては、法面と残置林との連続性の確保、法面緑化の際の遺伝子攪乱の防止、調整池における環境創出等の措置並びに消失するため池からの外来種の逸出対策について、専門家の意見を踏まえ、土地区画整理事業者と連携して適切に実施できるよう努めること。</p>	<p>知事意見を遵守し、専門家の意見を踏まえ、適切に造成工事を実施し、法面緑化を行う際には、出来る限り遺伝子攪乱の防止に努めるとともに、ため池の工事を行う際には、出来る限り外来種の逸出しないよう、土地区画整理事業の実施者等と連携して対策を行います。</p>
<p>土地区画整理事業における造成工事及び施設の供用によって景観が大きく変化する地点があることから、土地区画整理事業の関係者と協力して、建物の配置や建築意匠により周辺の景観へ配慮するとともに、地域住民等に事前に情報を共有し、理解が得られるよう努めること。</p>	<p>令和 6 年度末に都市計画決定予定の「泉佐野丘陵地区地区計画」に基づき、土地区画整理事業の実施者等と連携して周辺景観に配慮すると共に、事前情報共有により地域住民等の理解を得るよう努めます。</p>